

令和2年度実施計画調査（調査票）

基本目標Ⅳ 性別による暴力のないまちづくり

施策の柱1 性別による暴力の根絶に向けた啓発

施策の方向 ① 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発及び被害者への対応

取組みNO	取組み名	取組み内容	所管課	令和2年度実施計画	令和2年度目標値	今後の方向	内容の見直し	見直し内容	
								事業内容	所管課
41101	配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	広報紙や啓発用リーフレット等を活用し、配偶者等に対する暴力を根絶するための啓発活動の推進を図る。	人権推進課	・広報き、市ホームページ、チラシ等で人権相談・女性相談及び女性の悩み相談事業を周知する。 ・各種相談機関等のチラシを配架し、周知する。		継続			
41102	DV相談対応マニュアルの活用	相談担当者向け対応マニュアルの活用を図ることにより、被害者の置かれた状況に応じた適切な対応を行う。	人権推進課	・相談担当職員を対象にDV相談対応マニュアル等を活用し、適切な対応、相談について周知する。		継続			

施策の方向 ② 若年者に対する予防啓発の推進

取組みNO	取組み名	取組み内容	所管課	令和2年度実施計画	令和2年度目標値	今後の方向	内容の見直し	見直し内容	
								事業内容	所管課
41201	デートDV防止に向けた啓発活動の推進	DVは配偶者だけではなく、若い恋人の間でも発生するとう認識に立ち、若年者向けのDV防止普及啓発資料の作成や保護者対象のDV防止に関する講座の開催など、若い男女間の暴力の防止に向けた啓発活動を推進する。	人権推進課	・デートDV防止のチラシを配架する。 ・市民まつりや成人式等で啓発チラシ等を配布する。		継続			
41202	保護者に対する意識啓発の充実	保護者会や公開授業を通して、男女平等や家族の絆の大切さ等について啓発を行う。	指導課	・学校だよりや学校HP、道徳通信等を活用した情報発信により、学校教育と家庭教育が連携して男女平等や家族の絆の大切さについての理解を推進する。		継続	無		

施策の柱2 被害者のための相談体制と支援体制の充実

施策の方向 ① 被害者のための支援・相談体制の充実

取組みNO	取組み名	取組み内容	所管課	令和2年度実施計画	令和2年度目標値	今後の方向	内容の見直し	見直し内容	
								事業内容	所管課
42101	女性相談事業の充実	配偶者等からの暴力に関すること、夫婦や家族に関することなど女性の悩みごとについて相談しやすい環境整備を進めるため、「人権・女性相談」及び「女性の悩み(カウンセリング)相談」を実施する。 女性にかかる相談に適切に対応するため、関係機関等との連携を深め、女性相談事業の充実を図る。「女性の悩み(カウンセリング)相談」については、毎月2回(第1・第3金曜日)実施のほかに日曜日に特設相談を実施する。	人権推進課	・人権相談・女性相談及び女性の悩み(カウンセリング)相談事業を実施する。	【目標】利用率87%以上 【現状】R1利用率82.7% 【方法】予約は100%超だが、直前の取消が多く利用率は82.7%。 次回予約票の配布やキャンセル待ちの案内を行い取消件数を減らす。	継続			
42102	女性及び児童相談の充実	女性や児童等の適切な支援を行うため、女性や児童に関する相談事業の充実を図る。	子ども未来課	・相談シートの活用により、相談の主訴・緊急性の判断、相談への適切な対応を行う		継続	有	児童の適切な支援を行うため、児童に関する相談事業の充実を図る。	子ども未来課
42103	相談担当職員の資質向上	被害者のための相談・支援体制の充実を図るため、研修を受講するとともに、相談対応や記録の作成方法について担当職員同士で情報交換を図るなど、資質の向上に努める。	人権推進課	・DV相談担当者の内部会議を開催し、情報交換を行う。 ・DV相談対応マニュアル等を活用し、相談窓口職員等に情報共有を図る。		継続			
42104	民生委員・児童委員等を対象とした意見交換会等の実施	DVIに関する実態の把握や被害者から相談を受けた場合の対応方法(関係機関との連携など)について、情報提供や意見交換を行う。	人権推進課	・各地区の民生委員・児童委員の定例会において、DV被害者支援に関する情報提供や情報交換を行う。		継続			
			社会福祉課	・民生委員・児童委員の毎月開催される各地区定例会(13地区)において、相談事業の周知を図る。 ・民生委員・児童委員協議会の会長等に市内外の関係機関との連絡会議や研修会へ出席していただき、情報共有等を図る。	【目標】民生委員・児童委員の毎月開催している各地区定例会(全13民児協)において、相談事業の周知を図り、情報共有・連携強化を図る。 【現状】各民生委員においては、普段の地域の見守り活動での体験談等を定例会で報告し、常に情報共有や解決に導くための協議を行っている。 【方法】民生委員・児童委員の会長に市内外の関係機関との連絡会議へ出席していただき、情報共有・連携強化を図る。	継続	無		

施策の方向 ② 庁内及び庁外の関係機関との連携

取組みNO	取組み名	取組み内容	所管課	令和2年度実施計画	令和2年度目標値	今後の方向	内容の見直し	見直し内容	
								事業内容	所管課
42201	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議の充実	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催し、関係機関相互の連携の強化、情報の共有、被害者支援の取組みの強化などを図る。	人権推進課	・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策連絡会議を開催する。		継続			
42202	被害者への総合的支援の整備	被害者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うため、庁内関係課と連携を図り、被害者への総合的支援の整備に努める。	人権推進課	・庁内関係課と連携を図るため、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援対策に係る庁内連絡会議を開催する。		継続			
			子ども未来課	・相談シートの活用により、相談の主訴・緊急性の判断、相談への適切な対応を行う		継続	無		
			関係課						

施策の方向 ③ 外国人、高齢者、障がい者への支援と連携協力

取組みNO	取組み名	取組み内容	所管課	令和2年度実施計画	令和2年度目標値	今後の方向	内容の見直し	見直し内容	
								事業内容	所管課
42301	外国人向けのDVに関する情報の提供	外国人向けのリーフレット等を設置し、外国人被害者への情報提供を図る。	人権推進課	・県、国等で発行した多言語によるリーフレットを設置し、情報提供する。 ・市ホームページに掲載し、情報提供する。		継続			
			市民課(総合窓口)	・住民基本台帳における支援措置申出書について外国語版を作成し、外国人被害者へ情報提供する。		継続	無		
42302	高齢者虐待の防止に向けた取組み	地域包括支援センター職員に対し、事例検討会などを開催し、早期発見とその対応に努める。	高齢者福祉課	・専門職(弁護士、社会福祉士)からの助言、情報提供を受ける事例検討会等を開催する。		継続	無		
42303	障がい者虐待の防止に向けた取組み	被虐待者の迅速な安全確認を行う体制を整え、ともに、障がい者の虐待防止に関する啓発活動を実施する。	障がい福祉課	・手帳交付時に障がい者虐待防止リーフレットを配布する他、久喜市自立支援協議会運営会議及び権利擁護プロジェクトにおいて事業の情報共有、対応への振り返り、フローを用いた対応方法の検討を行う。		継続	無		